

意見広告

往昔、淳代邑であった時代から、海からの飛砂と強風から守る為に加藤景林父子、栗田氏や越後屋、村井家、その他幾百幾千の先哲祖先、先輩の方々が、私財、智能、労力を傾け、植え継ぎ、育て守られて来た砂防林も、大正時代には、現在市の市民室に掲げられている拡大写真に見られる様な枯死寸前の状態に追い込まれたのです。この状態を今にして救わざれば、と町役場と国との努力に依って大正末期から現在の砂防林の植育に取りかき、富樫様を首として従事された方々の教習の限りを尽された永い歳月の成果が現在の砂防林であることは衆知の通りであります。

科学、化学の進歩を我々は否定するものではない。同時に、先哲、祖先、先輩が植え継ぎ、守られて来た最大の目的が、古里を守り能代を安住の地とするものであった。と推意する、と同時に、後代の我等市民も又その意を汲み、よりよき能代とする為の臨海開発は現時代の市民として、一日も怠慢であってはならぬ責任であります。

然るところ世上論議の一部に我が、砂防林を愛する会、を指して斜陽都市能代の発展策である臨海開発案に水を差すものとの無智的感情論が流されて居ります。小畑知事発言に依って生まれた一万五千トン港に対しては小畑知事と雖も全智全能ではない。過去の能代浜と米代川を抱いての経済の流れを通しての現在と、将来を慮るならば、沈思一閃海岸の浸しゆく防止策と、内陸木工団地（木材を含む）の設定、砂防林の植さいの補正に思い至るものと思われまふ。

我等、砂防林を愛する会、の要請を容れられて市議会議員団に依って設置された臨海工業開発委員会では、砂防工学の權威である九州大学の末教授の意見を聴取された動行には深く謝意を表すものであります。その意見書に照して我等も若干の不安を感じつゝ、も概ね了解点に達したのであるが、その概ね了解点に達したといふのは事業主体の県、市が末教授の意見書に随って施行するという責任を保持しての回答を条件としてのであります。我等若干の不安とする一例は、意見書に従って三重にする防風ネットの破損、もしくは腐蝕の場合、その補修、もしくは改造を能代市が地球上に存する限りの歳月に於いて、国が県が、市のいづれの機関が当ることになるのか、若し、それ業界なりとするならば論外であります。左に我等の不安点を記して九州大学教授末勝海氏の意見に対する我が会の公開見解を成し、併せて臨海開発の名に於いてする一万五千トン港並びに臨海工業団地設定の為に、県、市並びに木材業界の要請に依る砂防林伐採案には左記の条項に確約を得た時に認める事を条件とします。

(1) 末勝海案を忠実に行う事。

(2) 臨海工業団地は、市街地に新たな、人災を伴う故、砂防保安林に対する防災に万全の措置を取り、併せて現在、将来に亘り行政、経済に權威ある監視機関を設置する事。

(3) 水土保全 から飛砂、流砂の移動を安定させる理水工学の水敷（末意見者A・B案）及び防風ネットを全面に採用し、後方砂防林の育成強化の為開発による最小限部分の地形に応じた整理伐、間伐、林植更改をする事。

(4) 能代市の宝である砂防林を守る立場から工業団地開発の為の不足土地利用は、臨海と隣接幹線道路で結ぶ内陸部と二本建にする事に依って砂防林伐採の区間が縮少される事。

(5) 臨海工業団地組合案の中央、水中貯木場は防災空間設置上、水敷工区の線に変更する事。但し、水敷伐採も理水工学の進歩上、初めての試みの科学的な実験なので、最後の最後まで協力の見定めを得て施行に依ずる。

(6) 内陸部団地一部解除の、土地改良区、の土地と臨海造成地の一部相当の土地を交換分合し、飛砂、飛塩、火災防止それを県が将来臨海倉庫建設用地とし、借上げ使用の一石三鳥案を検討され農工商一体の協力的体勢を確立する事。

(7) 前発表済みの第二次県最終案の南防波堤石油基地附近よりの、泊地、五〇〇米の掘込区間は後方砂防林に最大の影響を及ぼすので、理水及び砂防工学、即ち水土保全学の水敷技術と、港湾、築港土木工学の許容し得る技術接

(8) 汀線より前砂防林開発までの距離計量点を築堤に依って既に七〇米以上海岸の浸食された現地地点の容認でなく、浸食以前の既往の汀線より計算し末意見書の距離以内に作定する事。

(9) 三〇〇米埋立てた場合並びに伐採した跡地には即時に被覆対策を取る事。

(10) 工場を若しくは倉庫を建設した場合建物と建物との空間も前条同様とする事。

(11) 市民の事後処理の不安解消に、県、市の責任ある措置対策を明確に発表する事。

(12) 末教授が、金内山形大助教授を顧問として、築港土木工学と、水土保全学との協力的体勢を作り、科学的に解明し完璧な部分に応じた実施を計る事。

(13) 臨海地区の各種の公害発生源の明確な対策を夫々の責任の所在を県、市、業界の回答を求め、

(14) 市の臨海開発協議会で一致した砂防林最小限度伐採承認による結果、その事後処理の対策を、政治的、経済的に確立する為、市議会に、特別委員会を設置し、市民側と綿密な話し合いの機関とする事。

我が砂防林を愛する会は臨海開発には神仏に誓って反対するものではない。ただ、時の勢と錯誤して砂防林の伐採を強行し、金権的に儲けたと思ったのが災害の原因と成り、後代市民に不幸をもたらすこと勿れとする念願以外の何ものでもない。

詩人作家ゴットフリート・ケラー（Gottfried Keller）の作品「失われた笑」にならぬ様……ケラーの森林愛護の思想（SCHONER WALD IN TREUER HAND IAFI DAS AUG UND SCH IRMTAS LAUD）（まことある人の手に護られた美しの森は、目を楽しませ、国土を護る）の二行の詩句を借りて、後代の笑い者にならぬ様、警告するものであります。

昭和四十九年四月

砂防林を愛する会